

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年2月5日 14時00分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬東岸 伊良湖岬灯台から真方位088° 1.3海里付近 (概位 北緯34° 34.8' 東経137° 02.6')
事故の概要	漁船幸榮丸は、西北西進中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年2月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 幸榮丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	AC2-3828（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定 甲板員A、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	シューピースに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、潮汐 上げ潮の末期 田原市には、2月5日04時11分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、甲板員Aが、操舵室の窓を閉め切った状態で椅子に腰を掛けて単独で操舵に当たり、約15ノットの対地速力で自動操舵により西北西進中、眠気を感じたものの、いつものことなので居眠りに陥ることはないと思い、同じ姿勢を続けたところ、いつしか居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、伊良湖岬東岸に乗り揚げた。 甲板員Aは、ほぼ毎日、出港前に約3時間の睡眠であり、疲労と睡眠不足によって眠気を感じたと本事故後に思った。 本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.8mであった。
分析	本船は、自動操舵により西北西進中、甲板員Aが、疲労と睡眠不足により居眠りに陥り、変針予定場所を通過して伊良湖岬東岸に向かって航行を続けたことから、同岸に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が自動操舵により西北西進中、甲板員Aが、疲労と睡眠不足により居眠りに陥り、変針予定場所を通過して伊良湖岬東岸に向かって航行を続けたため、同岸に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操船者は、疲労と睡眠不足により船橋当直中に眠気を感じた場

	<p>合、同じ姿勢を続けず、椅子から立ち上がったたり、窓を開けて外気を取り入れたりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・居眠り防止措置を採っても、眠気が続く場合は、他の乗組員と交替すること。</li></ul>
--	---